

# 「長崎市快適住まいづくり支援費補助金」

## 補助金交付申請の際に必要な書類

※各様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

### 1 補助金交付申請書（第4号様式）

※必ず、申請者本人にて記入して下さい。

### 2 改修計画書（第1号様式）

※改修の概要については改修工事の箇所及び内容を明示すること。

※必要に応じ、施工箇所や床面積の分かる平面図等を添付すること。

### 3 補助対象住宅の所有者が確認できるもの（下記のうちいずれか1つ）

(1) 固定資産納税通知書（納税者住所氏名及び固定資産の課税明細部）の写し【コピー】

※令和8年6月以降申請は、令和8年度のものとする

(2) 建物登記事項証明書【窓口で交付されたもの】

※長崎地方法務局 長崎市万才町8-16 095-826-8127

### 4 市税の納付を確認できるもの

(1) 完納証明書(申請者分)

※各地域センター

### 5 見積書

(1) 申請者宛てであることがわかるよう姓名の記入、もしくは申請者の住所の記載が必要。

(2) 見積日、請負者の住所、氏名があるもの。※押印については任意とする。

(3) 工事を行う箇所及び内容がわかるよう項目毎に算定すること、消費税額の記載も必要。

(4) 内訳内で10万円以上の1式表示については明細が必要。(数量、単価を明記)

### 6 着工前写真

(1) 建物全体（建物がわかる外観）及び施工予定箇所（工事を行う各部分毎）の写真

※写真は全てカラーで、A4に3~4枚プリントもしくは貼付けてください。

(2) 申請時に提出出来ない（屋根等）写真がある場合は、申請時に誓約書への記入が必要。

(3) 工事内容により必要な写真があります、別添資料参照、若しくは係員へ問合せ下さい。

### 7 その他の提出書類（該当する場合のみ）

(1) 手続を代理人が行う場合 ※代理人については窓口にて写真付き身分証にて本人確認をします。

※委任状（第2号様式）

(2) 住宅を所有する予定の者

※売買契約書の写し等（完了時に建物登記事項証明書の提出が必要です。）

(3) 住宅の所有者が死亡しており未相続の場合

※戸籍謄本（・所有者の死亡が確認（所有者名で戸籍を請求してください）出来て所有者と申請者の続柄がわかるもの）

(4) 単身赴任等で所有者が補助対象住宅に居住していない場合

※住宅改修工事にかかる委任状（第3号様式）

※補助対象住宅の所有者の住民票の写し（単身赴任先）【窓口で交付されたもの】

※補助対象住宅所有者と申請者の続柄が確認できる戸籍謄本

(5) 所有者が何らかの事情により申請が困難であると認められる場合

※戸籍謄本（当該所有者の2親等以内の親族のうち、同居又は同居予定の親族確認）

※住民票の写し（同居親族の居住確認。転居予定の場合は完了報告時に提出）

(6) 1年以上居住者のない空き家で耐震性能を有する住宅を改修する場合

※水道等1年間休止証明書及び、耐震性能を証明する書類（建築年月日が確認できるもの、耐震診断結果に係る資料等）

○窓口交付の証明書等については、全て発行から3か月以内のもの。